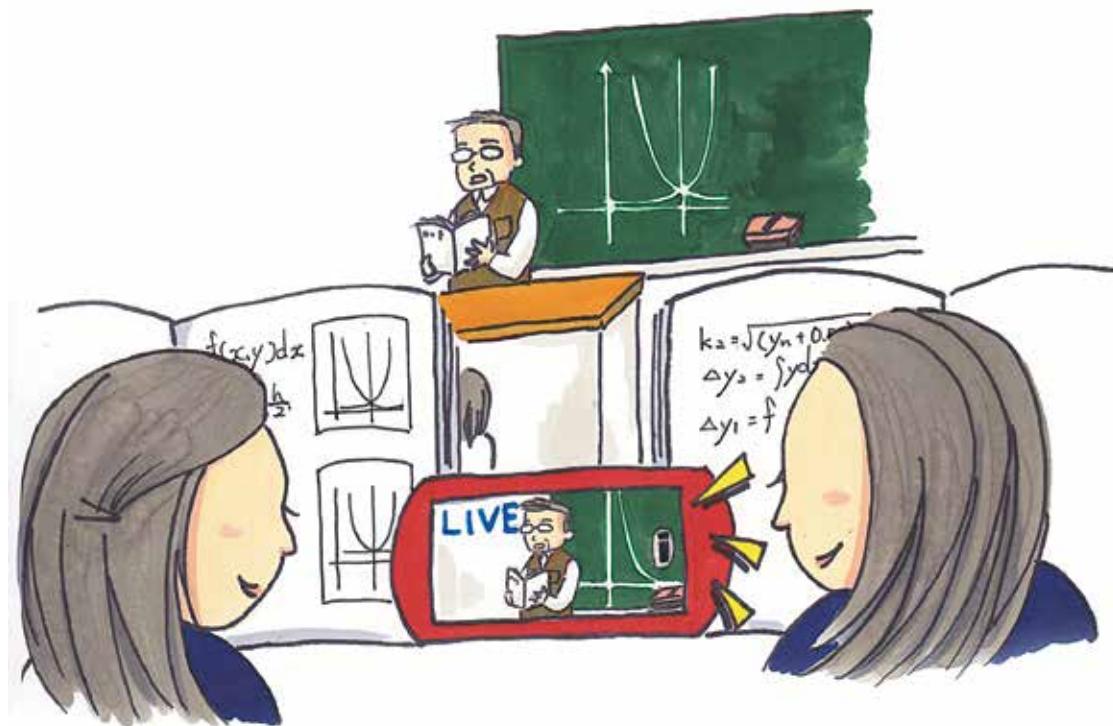


【事例 1】 不適切な情報発信



◆中学男子生徒Aと女子生徒Bが、LINEに小学校の卒業アルバムの一部分を撮影した画像を掲載した。さらに、それらの画像を加工したり画像に悪口を付け加えたりして、再度掲載した。



◆高校女子生徒2名が、授業中にスマートフォンを使い、動画をTwitcasting（ツイキャス）でライブ送信した。

(同様の事例)

不適切な情報発信～実名の書き込み～

- ◆小学生Aが、LINEに友人Bの実名とBの好きな児童の名前を書き込んだことから、トラブルになった。

不適切な情報発信～写真・動画の投稿～

- ◆中学生Cが、同じクラスのDの顔写真を無断で掲示板に載せた。
- ◆小学生Eが、同じクラスのFとケンカになった。Eはケンカしながら、その様子を携帯音楽プレーヤーを使って動画撮影していた。その後、それを集団でFをいじめているような動画に編集し、動画配信サイトに掲載した。

不適切な情報発信～わいせつ画像～

- ◆中学男子生徒Gが、女子生徒Hに対し、わいせつな内容をLINEに載せたり、メールを送ったりした。さらに、Hにわいせつな画像を送るようにしつこく要求した。
- ◆中学女子生徒Iと男子生徒Jが、お互いに裸の画像をメールに添付して送信し合った。

不適切な情報発信～個人情報の発信～

- ◆外部の人から「そちらの生徒が、YouTubeに個人の身元が特定されるような動画を投稿している」という情報が寄せられた。
- ◆中学女子生徒Kが、友人と飲酒している写真をTwitterに載せた。

(未然防止)

匿名による安易な投稿が誰かの心を傷付けたり、場合によっては犯罪につながってしまったりすることを十分に理解させます。自らが加害者にならないための心構えとして日常のモラルに加え、次のようなことを指導します。

- ・いたずらによる犯罪予告なども、犯罪として罪に問われる可能性がある。

⇒ 威力業務妨害罪（刑法第234条）

[3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金]

- ・匿名でも、法的手段によって発信者を特定できる。
- ・精神的な被害や金銭的な被害を与えた場合は、損害賠償（与えた損害を金品によって弁償すること）を請求される可能性がある。

誰かの写真や動画を無断で撮影すれば、インターネットに掲載しない場合でも、「肖像権の侵害」となることも伝えます。また、被害を受けた場合の対応法も、あらかじめ指導しておくことが大切です。

- ・被害を受けた場合は、すぐに大人に相談する。
- ・校内で迅速に事態の収拾を図る。（p.68「6 トラブルへの対応」参照）
- ・名誉毀損やプライバシー侵害として裁判所に訴えることができる。